

令和7年度大阪府都市整備部住宅建築局測量・建設コンサルタント業務等  
条件付一般競争入札（実績申告型）評価基準等取扱基準

（目的）

第1条 大阪府都市整備部住宅建築局測量・建設コンサルタント業務等条件付一般競争入札実施細則第1第5項に基づいて、条件付一般競争入札（実績申告型）により発注する建設コンサルタント業務等の委託（以下「委託業務」という。）の評価基準等の取扱いについて必要な事項を定める。

（評価基準等）

第2条 実績評価基準は、評価項目、配点、評価基準点について、委託業務の内容により別表を基本とする。

（参加資格）

第3条 入札参加資格として、実績申告書により申告する評価点の合計が評価基準点以上であることを条件とする。

（事後審査）

第4条 事後審査は、落札候補者が作成した実績申告書により行う。

附則

この基準は令和7年4月1日から施行する。

【別表 実績評価基準】

1 一般建築（設計）

(1) 基本計画策定業務

評価項目		評価基準	配点		基準点
企業の技術力	業務実績（過去15年間）	実施設計業務実績を種別・規模で評価	6	/6	
			5		
			4		
	大阪府における設計業務成績 評定点（過去5年間）	80点以上	8	/8	
		75点以上 80点未満	4		
		70点以上 75点未満	0		
65点以上 70点未満		-4			
65点未満		-8			
実績無し	0				
配置予定技術者の技術力	資格及び取得後の年数	管理技術者	一級建築士取得後の年数を評価	5	/12
		主任技術者（意匠）	一級建築士又は二級建築士等の資格保有及びその資格取得後の年数を評価	4	
		主任技術者（構造）	構造設計一級建築士資格の保有の有無及び一級建築士の資格取得後の年数を評価	3 (※)1	
		主任技術者（電気）	設備設計一級建築士、一級建築士又建築設備士等の資格保有及びその資格取得後の年数を評価	(※)1	
		主任技術者（機械）		(※)1	
	業務実績（過去15年間）	管理技術者	実施設計業務実績を種別・規模・携わった立場で評価（各2件を評価）	10	/24
		主任技術者（意匠）		8	
		主任技術者（構造）		6 (※)2	
		主任技術者（電気）		(※)2	
		主任技術者（機械）		(※)2	
府民福祉の推進に寄与	障がい者の雇用状況	障がい者の実雇用率が法定雇用率を超えている	2	/2	
合計			52		35

※電気・機械主任技術者を配置する場合

・若手技術者とは、公告日において満40歳以下の者とする。

(参考)

○実績申告型を適用しない一般建築の事例

「大阪府和泉警察署外1件新築工事計画条件検討業務」（令和2年3月26日公告）

業務種別：その他

例外理由：業務内容が条件調査に特化され、通常の基本計画とは異なるため。

備考：公募プロポへの参加制限なし（基本計画であれば、参加制限あり）

(2) 基本・実施設計業務（一般）

評価項目		評価基準	配点		基準点	
企業の技術力	業務実績 (過去5年間)	基本又は 実施設計業務	実施設計業務実績を種別・規模で評価		/6	
			6			
			3			
	大阪府における設計業務 成績評定点 (過去5年間)			80点以上	8	/8
				75点以上 80点未満	4	
				70点以上 75点未満	0	
				65点以上 70点未満	-4	
65点未満				-8		
実績無し				0		
配置予定技術者の技術力	後の年数 資格及び取得	管理技術者	一級建築士取得後の年数を評価		/11	
		主任技術者（意匠）	一級又は二級建築士等の資格保有及びその資格取得後の年数を評価			
		主任技術者（構造）	構造設計一級建築士資格の保有及び一級建築士資格取得後の年数を評価			
	業務実績 (過去15年間)	管理技術者	実施設計業務実績を種別・規模・携わった立場で評価（各2件を評価）		/25	
		主任技術者（意匠）	主任技術者（意匠）に若手技術者を配置した場合、CPD 取得単位数に応じて評価。ただし、得点は右記の配点を上限とする。			
		主任技術者（構造）				
	府民福祉の推進に寄与		障がい者の雇用状況	障がい者の実雇用率が法定雇用率を超えている		/2
	合計			52	35	

・若手技術者とは、公告日において満40歳以下の者とする。

2 府営住宅（設計）

(1) 基本計画策定業務（建て替え）

評価項目		評価基準	配点	基準点	
企業の技術力	業務実績 (過去15年間)	基本又は実施設計業務	計画規模以上	3	/3
			計画規模の8割以上（計画規模）未満	2	
			計画規模の6割以上計画規模の8割未満	1	
			計画規模の6割未満	0	
		まちづくり基本構想策定業務等	5ha以上	3	/3
			3ha以上5ha未満	2	
			1ha以上3ha未満	1	
			1ha未満	0	
	大阪府における設計業務成績評定点 (過去5年間)	80点以上	8	/8	
		75点以上 80点未満	4		
		70点以上 75点未満	0		
		65点以上 70点未満	-4		
65点未満		-8			
実績無し		0			
配置予定技術者の技術力	後の年数 資格及び取得	管理技術者	一級建築士取得後の年数を評価	4	/11
		主任技術者（意匠）	一級又は二級建築士等の資格保有及びその資格取得後の年数を評価	2	
		主任技術者（まちづくり）	技術士及び一級建築士の資格保有及びその資格取得後の年数を評価	5	
	業務実績 (過去15年間)	管理技術者	実施設計業務実績を種別・規模・携わった立場で評価（各2件を評価）	10	/25
		主任技術者（意匠）		5	
		主任技術者（まちづくり）		10	
府民福祉の推進に寄与	障がい者の雇用状況	障がい者の実雇用率が法定雇用率を超えている	2	/2	
合計			52	35	

主任技術者（意匠）に若手技術者を配置した場合、CPD 取得単位数に応じて評価。ただし、得点は右記の配点を上限とする。

- ・若手技術者とは、公告日において満40歳以下の者とする。
- ・原則は上記配点区分とする。ただし、業務内容や入札参加者の状況を勘案し、業務実績期間及び計画規模を変更する場合がある。

(2) 基本設計業務（住宅：建替え）

評価項目		評価基準	配点			基準点	
			軽微な変更	3ha未満	3ha以上		
企業の技術力	(過去15年間) 業務実績	基本又は実施設計業務	計画規模以上	6	4	3	/6
			計画規模の8割以上、計画規模未満	3	2	1.5	
			計画規模の6割以上、計画規模の8割未満	0	0	0	
		まちづくり基本構想策定業務等	3ha以上	/	2	3	
			2ha以上3ha未満		1.4	2	
			1ha以上2ha未満		0.7	1	
			1ha未満		0	0	
	大阪府における設計業務成績評定点（過去5年間）	80点以上	8			/8	
		75点以上 80点未満	4				
		70点以上 75点未満	0				
65点以上 70点未満		-4					
65点未満		-8					
実績無し		0					
配置予定技術者の技術力	資格及び取得後の年数	管理技術者	一級建築士取得後の年数を評価	4	4	4	/11
		主任技術者（意匠）	一級又は二級建築士等の資格保有及びその資格取得後の年数を評価	4	3	2	
		主任技術者（まちづくり）	技術士及び一級建築士の資格保有及びその資格取得後の年数を評価	/	3	4	
		主任技術者（構造）	構造設計一級建築士資格の保有及び一級建築士資格取得後の年数を評価		3	1	
	(過去15年間) 業務実績	管理技術者	実施設計業務実績を種別・規模・携わった立場で評価（各2件を評価）  主任技術者（意匠）に若手技術者を配置した場合、CPD取得単位数に応じて評価。ただし、得点は右記の配点を上限とする。	10	10	10	/25
		主任技術者（意匠）		10	8	5	
		主任技術者（まちづくり）		/	5	8	
		主任技術者（構造）			5	2	
府民福祉の推進に寄与	障がい者の雇用状況	障がい者の実雇用率が法定雇用率を超えている	2			/2	
合計			52			35	

- ・若手技術者とは、公告日において満40歳以下の者とする。
- ・原則は上記配点区分とする。ただし、業務内容や入札参加者の状況を勘案し、配点区分、業務実績期間及び計画規模を変更する場合がある。

○「軽微な変更」に該当する住宅の変更基本設計等の例

住棟の配置や活用用地等に影響がなく、配置技術者にまちづくりの技術力を必要としないもの。

- ・大阪府営堺新金岡3丁8番住宅（建て替え）団地基本設計業務（その3）（令和5年9月7日公告）
- ・大阪府営枚方牧野北住宅（建て替え）団地基本設計業務（その2）（令和5年7月27日公告）
- ・大阪府営豊中新千里南住宅（建て替え）第2次団地変更基本設計業務（令和4年7月7日公告）
- ・「大阪府営豊中新千里南住宅（建て替え）団地変更基本設計業務」（平成29年4月27日公告）
- ・「大阪府営堺若松台2丁住宅（建て替え）団地変更基本設計業務」（平成28年3月27日公告）
- ・「大阪府営堺竹城台4丁住宅（建て替え）外1件団地変更基本設計その他業務」（平成27年3月19日公告）
- ・「大阪府営吹田古江台住宅（建て替え）団地変更基本設計業務（その2）」（平成26年8月21日公告）

○実績申告型を適用しない住宅の変更基本設計等の例

外構整備工事等のみの変更基本設計業務。

- ・大阪府営吹田高野台住宅（建て替え）外構整備工事基本設計業務（令和6年3月14日公告）
- ・大阪府営吹田古江台住宅（建て替え）団地変更基本設計業務（その3）（令和5年4月27日公告）
- ・大阪府営豊中新千里東住宅（建て替え）団地変更基本設計業務（令和4年7月7日公告）
- ・大阪府営高倉台センター住宅外1件基本設計その他業務（令和3年9月30日公告）
- ・「大阪府営岸和田大町住宅（建て替え）団地変更基本設計業務」（令和2年3月26日公告）
- ・「大阪府営堺新金岡2丁3番住宅（建て替え）外1件団地変更基本設計業務」（令和元年5月17日公告）
- ・「大阪府営吹田高野台住宅（建て替え）中ブロック団地変更基本設計業務」（令和元年4月26日公告）
- ・「大阪府営堺新金岡2丁3番住宅（建て替え）外1件団地変更基本設計業務」（令和元年4月26日公告）

○業務実績期間及び計画規模を変更する例（計画規模が大きい場合）

- ・業務実績の期間を過去20年間とする。
- ・企業の技術力の業務実績について、計画規模を「計画戸数～100戸」の範囲とする。  
Ex. 計画規模が200戸の場合（100戸以上の場合）、計画規模を100戸とする。

(3) 実施設計業務（建替え）・耐震改修計画策定業務

評価項目			評価基準	配点		基準点
				建替	耐震	
企業の技術力	過去5年間 業務実績 (過)	基本又は実施設計業務	実施設計業務実績を種別・規模で評価	6	6	/6
				3	3	
				0	0	
	大阪府における設計業務 成績評定点 (過去5年間)	80点以上		8	8	/8
		75点以上 80点未満		4	4	
		70点以上 75点未満		0	0	
		65点以上 70点未満		-4	-4	
65点未満		-8	-8			
実績無し		0	0			
配置予定技術者の技術力	の年数 資格及び取得後	管理技術者	一級建築士取得後の年数を評価	4	4	/11
		主任技術者（意匠）	一級又は二級建築士等の資格保有及びその資格取得後の年数を評価	4	2	
		主任技術者（構造）	構造設計一級建築士資格の保有及び一級建築士資格取得後の年数を評価	3	5	
	業務実績 (過去5年間)	管理技術者	実施設計業務実績を種別・規模・携わった立場で評価（各2件を評価）	10	10	/25
		主任技術者（意匠）	主任技術者（意匠）に若手技術者を配置した場合、CPD 取得単位数に応じて評価。ただし、得点は右記の配点を上限とする。	10	5	
		主任技術者（構造）		5	10	
府民福祉の推進に寄与	障がい者の雇用状況	障がい者の実雇用率が法定雇用率を超えている	2	2	/2	
合計				52		35

- ・若手技術者とは、公告日において満40歳以下の者とする。
- ・原則は上記配点区分とする。ただし、業務内容や入札参加者の状況を勘案し、業務実績期間及び計画規模を変更する場合がある。

### 3 工事監理業務

評価項目		評価基準	配点		基準点
企業の技術力	大阪府における 工事監理業務成 績評定点 (過去5年間)	80点以上	6	/6	
		75点以上 80点未満	3		
		70点以上 75点未満	0		
		65点以上 70点未満	-3		
		65点未満	-6		
		実績無し	0		
配置予定技術者の技術力	資格及び取得後 の年数	主任監督員(一級建築士)及び 監督員(一級建築士または二級建築士等) 資格種別及び取得後の年数を評価	4	/4	
	大阪府における 工事監理業務成 績評定点 (過去5年間)	80点以上	20	/20	
		75点以上 80点未満	10		
		70点以上 75点未満	0		
		65点以上 70点未満	-10		
		65点未満	-20		
		実績無し	0		
	工事監理実績 (過去10年間)	現場に常駐する主任監督員又は監督員の建 築工事監理実績を種別・規模・監理形態で 評価(2件を評価)	20	/20	
	府民福祉の推 進に寄与	障がい者の雇用 状況	障がい者の実雇用率が法定雇用率を超えて いる	2	
合計			52		20

#### <成績評定点に関する留意点>

当該業務種別の成績評定点が複数ある場合は平均値(過去5年間)とする。

但し、過去2年間に通知を受けた当該業務種別の成績評定点が65点未満のものが有る場合は、65点未満として評価する。

「引渡し後に判明した瑕疵に対する文書注意及び評価への反映について」に基づく文書注意を受けた場合は、当該文書に記載している点数を減点したものを当該業務の成績評定点とみなす。